

令和2・3年度(2020・2021年度)東京都後期高齢者医療保険料率等について

令和2年1月30日開催の令和2年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会において、保険料率等の改正が議決されたため、以下のとおり報告する。

1 令和2・3年度保険料率等

保険料率		令和2・3年度		【現行】 平成30・31年度	
		均等割	所得割	均等割	所得割
		44,100円	8.72%	43,300円	8.80%
対30・31年度比較		800円増	0.08ポイント減		
政令どおりの場合		46,700円	9.41%	45,900円	9.51%
1人当たり平均保険料額(年額)		101,053円(4.0%増)		97,127円	
賦課限度額		640,000円		620,000円	
区市町村負担額(2年分)		約217億円		約210.6億円	
保険料の例	単身世帯	年金収入 80万円	13,200円(4,600円増)		8,600円※2
		〃 168万円	16,400円(3,400円増)※1		13,000円
		〃 173万円	35,100円(300円増)		34,800円
		〃 195万円	58,600円(増減なし)		58,600円
		〃 217万円	91,000円(100円増)		90,900円
		〃 400万円	244,200円(1,000円減)		245,200円
		〃 920万円	640,000円(20,000円増)		620,000円

※1は令和2年度の保険料、※2は平成31年度の保険料

2 令和2・3年度の保険料軽減対策(東京都後期高齢者医療広域連合)

(1) 所得割額に係る軽減対策

引き続き、東京都独自で所得割額に係る保険料の軽減対策を実施する。

賦課のもととなる所得金額(年金収入)	軽減割合
15万円(168万円)以下	50%
20万円(173万円)以下	25%

(2) 保険料率抑制策(4項目の特別対策)の継続

本来は保険料の積算に算入する葬祭費、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補填分について、引き続き、区市町村の一般財源で負担する。

3 経過及び今後のスケジュール

- 令和2年1月 広域連合議会で保険料率等の条例改正
- 3月 広域連合規約の変更を中野区議会へ提案
広域連合より東京都知事へ規約の変更の届出
- 7月 当初賦課（令和2年度保険料の賦課通知発送）